

議案第 号

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

長久手市長 吉田一平

#### 説 明

この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う消費税法の一部改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。